

郡川内水面振興協議会採捕規程

(目的)

第1条 この規程は、郡川内水面振興協議会（以下「協議会」という。）が長崎県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）の指示に基づき、郡川流域における漁場利用関係を適切にし、水産動物（はや、ふな、こい及びうなぎをいう。以下同じ。）の保護培養を図ることを目的とする。

(漁具漁法の制限)

第2条 水産動物を採捕する場合は、次の漁具漁法以外のものによって採捕してはならない。
ただし、うなぎ塚及びうなぎもどらずについては、委員会の承認を得て協議会が特に認めたものは、この限りではない。

- 1 手釣
- 2 竿釣
- 3 徒歩徒手採捕
- 4 たも網（たも網の直径40センチメートル以下。）

(採捕期間)

第3条 次の表のア欄に掲げる水産動物を採捕する期間は、それぞれ同表イ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 水産動物	イ 期 間
は や	4月1日から11月30日まで
ふ な	
こ い	
う な ぎ	6月1日から12月31日まで

(体長及び採捕の制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表イ欄に掲げる大きさ以下のものを採捕してはならない。

ア 水産動物	イ 大 き さ
は や	全長 5センチメートル
ふ な	全長 15センチメートル
こ い	全長 20センチメートル
う な ぎ	全長 21センチメートル

(採捕禁止区域及び期間)

第5条 第3条の規定に関わらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、同表右欄の期間中は、採捕してはならない。

区 域	期 間
大村市寿古町本城井堰から平四郎井堰に至る区域 大村市萱瀬小学校前朝追岳橋上流端から 郡川砂防えん堤上(朝追えん堤)上流端に至る区域	1月1日から12月31日まで

2 本規程に関わらず、長崎県漁業調整規則(昭和39年長崎県規則第89号)第40条の規定により、次の表の左欄に掲げる区域内においては、同表右欄の期間中、一切の水産動植物を採捕してはならない。

区 域	期 間
郡橋の上流端から下流全域	10月1日から10月31日まで

(水産動物を採捕する者の守るべき事項)

第6条 水産動物を採捕する者は、水産動物の保護培養に協力しなければならない。

- 2 水産動物を採捕する場合、川底を攪拌してはならない。
- 3 水産動物を採捕する場合、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはな

らない。

- 4 水産動物を採捕する場合、委員会の承認証を携帯しなければならない。
- 5 水産動物を採捕する場合において、漁場監視員の要求があったときは、委員会の承認証を提示しなければならない。
- 6 水産動物を採捕する場合、河川を汚染するような行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第7条 漁場監視員は、この規程の励行に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式(1)の漁場監視員であることを表示する腕章をつけるとともに、別記様式(2)の漁場監視員証を携帯するものとする。
- 3 漁場監視員は、採捕者から要求があったときは、漁場監視員証を提示しなければならない。

(承認証の貸与等の禁止)

第8条 委員会の承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

(違反者に対する措置)

- 第9条 協議会は、委員会の承認を受けた者が、この規程に違反したときは、ただちにその者に対し採捕の中止を命ずることができるものとする。
- 2 協議会は、前項の規程により採捕の中止を命じた場合には、その旨を委員会に報告し、以後その者の採捕を承認しないよう具申するものとする。

(附 則)

- 1 この規程は、令和5年9月1日から施行する。
- 2 平成30年8月30日付けで長崎県内水面漁場管理委員会から承認された郡川内水面振興協議会採捕規程は、令和5年8月31日限り、その効力を失う。

様式（１）

郡 川 漁 場 監 視 員

郡川内水面振興協議会

様式（２）

漁 場 監 視 員 証

下記の者は、当協議会の監視員であることを証明する。

住 所

氏 名

有効期限 自 令和〇〇年〇〇月〇〇日

至 令和〇〇年〇〇月〇〇日

郡川内水面振興協議会

会 長 〇〇 〇〇 印